いわき市立湯本第三小学校「いじめ防止基本方針」

Ⅰ　いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にも起こりえることから、学校・家庭・地域が一体となって、一過性ではなく継続して未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなくてはならない。

いじめ問題に取り組むにあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。とりわけ「いじめを生まない土壌づくり」に伴う活動は、教育活動の在り方と密接に関わっており、全ての教職員が日々実践することが求められる。

1　いじめとは

□　いじめの定義

いじめとは、「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」である。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものである。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

2　いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。いじめには様々な特質があるため、以下の項目は教職員で共有すべき基本的な認識である。

①　いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
②　いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
③　いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
④　いじめは、いじめられる側に問題があるという見方はまちがっている。
⑤　いじめはその行為や態様により、暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する。
⑥　いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
⑦　いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
⑧　いじめは、学校・家庭・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

Ⅱ　未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学年づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てることが重要である。さらに、児童、保護者の意識や背景、地域、学校の特性等を把握した上で、年間を見通した予防的、開発的な取り組みを計画・実施する必要がある。

1　児童や学級の実態を知るためには

①　教職員の気づき

児童たちが学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒るなど場を共にすることが必要である。その中で、児童の些細な言動から個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めることが求められる。

②　実態把握の方法

児童たちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握した上で、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが重要である。そのためには、児童保護者の意識調査や学級内の人間関係を捉える調査、児童のストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を一つの方法として用いることも有効である。また、配慮を要する児童の進学や進級に際しては、教職員間や学校間で適切な引継ぎを行う必要がある。

2　互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには

主体的な活動を通して、児童たちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「心の居場所づくり」の取り組みが大切である。

児童たちは、周りの環境によって大きな影響を受ける。児童たちにとって、教職員の姿勢は重要な教育環境の一つである。教職員が児童たちに対して愛情をもち、配慮する子を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、児童たちに自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止の上で大きな力となる。

①　児童のたちのまなざしと信頼

児童たちは、教職員の一挙手一投足に目を向けており、教職員の何気ない言動が、児童を傷つけ、結果としていじめを助長する場合がある。教職員は、児童の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。

②　心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動や授業、生徒指導等について尋ねたり、相談したりするなど気軽に話ができる職場の雰囲気が大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、児童たちと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。

③　自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれも違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で「こんなに認められた」「人の役に立った」といった経験が、児童たちの成長を促すものと思われる。さらに、教職員の温かい声かけが自己肯定感の向上につながっていく。

【自信をもたせる言葉（例）】
「それは、よいところに気づいたね。」「あなたの態度立派だったよ。」
「あなたの〇〇に取り組む姿勢はすばらしいね。」「そう、〇〇ができたの。すごいね。」など

3　命や人権を尊重し、豊かな心を育てるためには

人権尊重の精神の涵養を図る人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、様々な関わりを深める体教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

①　人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童に理解させることが大切である。また、児童が痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

② 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけいじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てることが大切である。

児童たちは、心根が揺さぶられるような教材に出合い、ひととしての「気高さ」や「心遣い」「優しさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながるものと考えられる。したがって、道徳の授業においては学年学級の実態に合わせて題材や資料等の内容を十分に検討した上で実践していく。

4 保護者や地域の方への働きかけ

ＰＴＡの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換をする場を積極的に設けていく。また、いじめのもつ問題性や家庭教育のもつ大切さにふれ、保護者研修会の開催や学校、学年便り等による啓発活動を積極的に行っていく。

【例１　授業参観等】
・授業参観において、保護者に道徳科を公開し、授業に参加していただく。

【例２　学年だより等】
・いじめ撲滅の取り組みについて、保護者の協力を呼びかけ、共にふり返る。

Ⅲ　早期発見

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童たちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、児童たちに関わる全ての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切である。

1 教職員のいじめに気づく力を高めるためには

① 児童たちの立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのために、人権感覚を磨き、児童たちの言葉をきちんと受け止め、児童たちの立場に立ち、児童たちを守るという姿勢が大切である。

② 児童たちを共感的に理解する

集団の中では配慮を要する児童たちに気づき、児童たちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れるような感性を高めることが求められる。そのため、児童たちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に児童たちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

2 いじめ発見のきっかけ

○ 学級担任の発見　○ 担任以外の教職員の発見　○ アンケート調査などの取組
○ 本人からの訴え　○ 本人の保護者からの訴え　○ 他の児童からの情報

３　いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている児童を守り通すという観点から、毅然とした対応を取ることが必要である。

≪　分　類　≫	［抵触する可能性のある刑罰法規］
ア　冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	脅迫、名誉毀損、侮辱
イ　仲間はずれ、集団による無視。	
ウ　軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	暴行
エ　ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	暴行、傷害
オ　金品をたかられる。	恐喝
カ　金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	窃盗、器物破損
キ　嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	強要、わいせつ
ク　パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	名誉毀損、侮辱

４　いじめが見えにくいのは

①　いじめは、大人の目のつきにくい時間や場所を選んで行われる。

ア　無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態　≪時間と場所≫

イ　遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、スポーツ活動の練習のふりをして行われている形態　≪カモフラージュ≫

②　いじめられている本人からの訴えは少ない。

いじめられている児童には、

ア　親に心配をかけたくない。

イ　いじめられる自分はだめな人間だ。

ウ　訴えても大人は信用できない。

エ　訴えたらその仕返しが怖い。　などの心理が働く。

③　ネット上のいじめは最も見えにくい。

ネット上でいじめに合っている兆候は、学校ではほとんど見えない。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は、即座に学校へ連絡するよう依頼しておく。

５　早期発見のための手立て

①　日々の観察　～児童がいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に、児童たちの様子に目を配る。「児童がいるところには教職員がいる」ことを目指し、児童たちと共に過ごす機会を積極的に設ける。また、教室には日常的にいじめ相談の窓口があることを知らせる掲示をする。

②　観察の視点　～集団を見る視点が必要～

成長の発達段階から見ると、児童たちはグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をどのように過ごしてきたかなど担任を中心に情報を収集し、学級内のグループの把握やグループ内の人間関係の把握をする必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたることが必要である。

③　日記の活用　～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～

必要に応じて気になる児童には日記を書かせ、担任と児童・保護者が日ごろから連絡を密にとることで、信頼関係を構築する。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

④　教育相談（学校カウンセリング）　～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常の生活の中での教職員の声かけ等、児童たちが日ごろから気軽に相談できる環境をつくることが重要である。そのためにも、教職員と児童たちとの信頼関係の形成に努める。

また、定期的な教育相談週間を設けて、児童を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備することが必要である。

⑤　いじめ実態アンケート（困りごと調べ）　～アンケートは実施時の配慮が必要～

学期途中に１回のアンケートを実施する。また、実態に応じて随時実施する。いじめられている児童にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるため、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮し実施する。また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識も必要である。

６　相談しやすい環境づくりを進めるためには

児童たちが、教職員や保護者にいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為であることを認識する。また、いじめている側から「チクった」と言われていじめ対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払わなければならない。

対応によっては、教職員への不信感を生み、その後情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

①　本人からの訴えには

○　心身の安全を保証する。

日ごろから「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手立てを考える。保健室や相談室等の一時的に危機を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。

○　事実関係や気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いを持つことなく傾聴する。事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

②　周りの児童からの訴えには

いじめを訴えたことにより、その児童へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の児童たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないことを伝え安心感を与える。

③　保護者からの訴えには

保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日ごろから保護者との信頼関係を築くことが大切である。

問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けないため、問題が起こっていない時に、児童のよいところや気になるところなど学校の様子を伝え、保護者との信頼関係を築くことに努める。

児童の苦手なところやできていないところを一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて否定されたと感じるため、保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

Ⅳ　早期対応

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な対応を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

1　いじめ対応の基本的な流れ

いじめ情報のキャッチ

・「いじめ対策委員会」を招集する
・いじめられた児童を徹底して守る
・見守る体制を整備する（登下校・休み時間・清掃・放課後等）

正確な実態把握 → 指導体制・方針決定 → 生徒への指導・支援 → 今後の対応

正確な実態把握

・当事者双方、周りの児童から聴き取り、記録する。
・個々に聴き取りを行う。
・関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
・ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

指導体制・方針決定

・指導のねらいを明確にする。
・全教職員で共通理解を図る。
・対応する教職員の役割分担を考える。
・教育委員会、関係機関との連携を図る。

生徒への指導・支援

・いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。
・いじめた児童に相手の苦しみや痛みについて考えさせる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」ということを分からせる。

今後の対応

・継続的に指導や支援を行う。
・カウンセラー等の活用も含めた心のケアにあたる。
・人権教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

保護者との連携

・直接会って、具体的な対応を話す。
・協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

２　いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時にその場でいじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行わなければならない。合わせて直ちに学級担任、学年主任、生徒指導主事に連絡し、管理職に報告する。

①　いじめられた児童・いじめを知らせた児童を守り通す。

いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聴く場合は、他の児童たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行うこととする。

状況に応じて、いじめられている児童、いじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

②　事実確認と情報の共有

いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている童から聴き取るとともに、周囲の保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員（担任・同学年・生徒指導主事）で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

３　いじめが起きた場合の対応

①　いじめられた児童に対して

児童に対して

〇事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
〇「最後まで守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝える。
〇必ず解決できる希望が持てることを伝える。
〇自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

保護者に対して

〇発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
〇学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
〇保護者の心情を共感的に受け止める。
〇継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
〇家庭で児童の変化に注意して観察してもらい、些細なことでも相談するよう伝える。

いじめを訴えた保護者から不信感をもたれた教職員の言葉	・お子さんにも悪いところがあるようです。 ・家庭での甘やかしが原因です。 ・学級にはいじめはありません。 ・どこかに相談にいかれてはどうですか。

② いじめた児童に対して

児童に対して

〇いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け指導する。
〇心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

保護者に対して

〇正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
〇「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
〇児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

平素の連携がないため、保護者から発せられた言葉	・いじめられる理由があるだろう。 ・学校がきちんと指導していれば･･･。 ・ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか。

③ 周りの児童たちに対して
〇当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
〇「いじめは決して許されない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
〇はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることだと理解させる。
〇いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
〇いじめに関するマスコミ不動や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

④ 継続した指導
〇いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
〇教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
〇いじめられた児童、いじめた児童双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
〇いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取り組みを強化する。

４　迅速に対応するためには

迅速な対応が遅れる場合の一例である。考え方の転機を図り、より迅速な対応が図れる体制づくりに取り組む。

	≪対応が遅れる要因例≫		≪早期対応が図れる体制≫
学校の雰囲気	「私の学級にはいじめは起こらないだろう」（錯覚）	考え方の転換	「いじめはどこでも起こる。気づいていないのかも」（本質の認識）
教職員の意識	「もし、学級でいじめが起こったらどうしよう」（不安）		「注意深く、学級の様子を見ていこう」（積極的な姿勢）
いじめの兆候	「いじめ？児童たちで解決させよう」（抱え込み）		「いじめかも？〇〇先生に相談しよう」（報告・連絡・相談）

Ⅴ　ナット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、パソコンや携帯電話、スマートフォン等を管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ナット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、敏速な対応を図るとよもに、人権被害や犯罪、法律違反など、事案によっては警察等の専門機関と連携して対応していくことが必要である。

１　ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話、スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上の Web サイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

トラブルの事例

子どもたちが事件に巻き込まれた事例だけでなく、子どもたちがインターネットをどのように使っているか調査することも必要となる。

〈ネット上のいじめ〉

- メールでのいじめ
- ブログでのいじめ
- チェーンメールでのいじめ
- 学校裏サイトでのいじめ

等

特殊性による危険

匿名性により、自分だと分からなければ何を書いても構わないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のだれもが同じように誹謗中傷していると思ってしまうなど、心理的なダメージが大きい。

SNS（限定したサイト）から生じたいじめ

掲載された画像などの個人情報は、加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。

動画共有サイトでのいじめ

一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

※　ブログ…　「ウェブログ」の略。個人や数人のグループで管理運営され、日記のように更新される Web サイト

ＳＮＳ…　「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。コミュニティ型の会員 Web サイト。

２　未然防止のためには

学校での約束の徹底や情報モラルだけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と繁密に連携・協力し、双方で指導を行うことが大切となる。

〈保護者会等で伝えたいこと〉

【未然防止の観点から】

○　子どもたちのパソコンや携帯電話等を管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭おいて危険から守るためのルール作りを行うこと、特に携帯電話をもたせる必要性については、慎重に検討すること。

○　インターネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。

○　「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に、子どもたちに深刻な影響を与えていることを認識すること。

【早期発見の観点から】

○　家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気付いた際は、躊躇なく問いかけ、直ちに学校へ連絡・相談すること。

～情報モラルに関する指導の際、子どもたちに理解させるポイント～

インターネットの特殊性による危険や、子どもたちが陥りやすい必要性を踏まえた指導を行う。

〈インターネットの特殊性を踏まえて〉

○　発信した情報は、多くの人に広まること。

○　匿名でも、書き込みした人は特定できること。

○　違法情報や有害情報が含まれていること。

○　書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。

○　一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

【子どもたちの心理】

匿名で書き込みができるなら…
自分だと分からなければ…
あの子がやっているなら…
誰にも気づかれず、見られていないいから…

３　早期発見・早期対応のためには

関係機関と連携して、ネット上の書き込みや画像等への対応

○　書き込みや画像の削除や、チェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を、子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。

○　学校、保護者だけでは解決が困難な事案が多く、警察等の専門機関との連携が必要となる。

書き込みや画像の削除に向けて…　被害の拡大を防ぐために、専門機関に相談し、書き込み等の削除を敏速に行う必要がある。

〈指導のポイント〉

○　誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。

○　匿名で書き込みはできるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。

○　書き込みが悪質な場合は犯罪となり、検挙されること。

〈指導のポイント〉

○　チェーンメールの内容は架空のものであり、転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。

○　受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねてしまうので、絶対に転送しないこと。内容によっては、「ネット上のいじめ」の加害者となること。